

● 資料 1 ●

# 品質管理レビュー制度

---

# 1. 品質管理レビュー制度

---

## (1) 品質管理レビュー制度の概要

品質管理レビュー制度は、監査業務の公共性に鑑み、会員の監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保することを目的として、監査事務所が行う監査の品質管理状況を、当協会がレビューする制度であり、公認会計士法の下で当協会の自主規制として運用されている。

品質管理レビューでは、監査事務所が行う監査の品質管理状況について、監査事務所の定めた品質管理のシステム（個別業務における品質管理の手続を含む監査に関する品質管理のための全ての方針と手続）が、「監査に関する品質管理基準」等の品質管理の基準に適合して適切かつ十分に整備されているか（品質管理のシステムの整備状況）、また、その品質管理のシステムが有効に運用されているか（品質管理のシステムの運用状況）という観点から、品質管理のシステムの整備状況を評価し、当該品質管理のシステムの運用状況を試査の方法によって確かめている。

また、品質管理レビューの実施に当たっては、会則、規則等に基づき、品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続等に準拠して行うこととされている。

なお、品質管理レビュー制度については、「品質管理レビュー制度Q&A」において詳細な説明を行っているので参考にさせていただきたい。

## (2) 品質管理レビューの性格

品質管理レビューは、指導及び監督の性格を有するものであり、摘発若しくは懲戒又は監査事務所が表明した監査意見の形成に介入することを目的とするものではない。

## (3) 品質管理レビューの種類

品質管理レビューには、監査事務所全体の品質管理の状況を対象として、定期的又は機動的に実施する通常レビューと、監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に陥った場合に、当該事態に関係する監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理の状況を対象として、臨時的に実施する特別レビューがある。

【品質管理レビューの種類】

レビューの種類	性格及び実施の頻度		レビューの目的	レビュー実施の決定	レビューの方法	
通常レビュー	定期的	3年に1回 (大手監査法人は2年に1回) 【定期レビュー】	監査事務所全体の品質管理の状況	品質管理委員会	往査	(フォローアップ・レビューの場合) 書面、聴取 又は往査
	機動的	定期レビューを補完する必要があると判断される場合 【機動レビュー】				
特別レビュー	臨時的	監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に陥った場合	①特定の監査業務の品質管理の状況 ②監査事務所の特定分野に係る品質管理の状況	品質管理委員会 (会長の指示が必要)	書面、聴取又は往査	

**(4) 品質管理レビューの対象となる監査事務所**

監査業務に係る契約を締結している監査事務所の全てが品質管理レビューの対象となる。しかしながら、当協会の社会に対する責任を考慮し、品質管理レビューの実効性を確保するため、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等と監査契約を締結している監査事務所を、品質管理レビューの対象の中核として運用することとされており、これ以外の監査事務所は、特別レビューを実施する場合にレビュー対象となることがある。

**(5) 通常レビューの対象となる監査業務**

通常レビューの対象として選定する監査業務は、基本的に「通常レビュー対象会社等」に係る監査業務である。ただし、監査事務所の規模、業務内容等の監査事務所の状況（又は特性）から、通常レビュー対象会社等から選定した監査業務だけでは監査事務所全体の品質管理のシステムの運用状況を評価するには十分でないと思われる場合には、その他の会社等に係る監査業務を追加して選定することもある。

**(6) 品質管理レビュー（通常レビュー）の結論**

通常レビューの結果は、品質管理レビューの結論として品質管理レビュー報告書に記載される。品質管理レビューの結論には、「限定事項のない結論」、「限定事項付き結論」、「否定的結論」の種類がある。また、通常レビューの実施対象となる事項の一部又は全部について、品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続に基づく主要なレビュー手続の一部又は全部を実施できなかった等の理由により、品質管理レビュー報告書において結論の表明を行うための合理的な基礎を得ることができなかった場合には、品質管理レビュー報告書に結論は表明されない（結論の不表明）。

なお、フォローアップ・レビュー及び特別レビューの場合には、監査事務所にレビューの実施結果が通知されるが、品質管理レビューの結論は表明されない。

## (7) 品質管理の状況のレビューの結果に基づく措置

品質管理の状況のレビューを実施した結果に基づき、レビューを受けた監査事務所に対して措置が決定される。措置の種類には、注意、嚴重注意及び監査事務所が実施する監査業務の辞退勧告がある。

当該監査事務所が上場会社監査事務所名簿等に登録された監査事務所である場合は、品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置の種類に応じて、上場会社監査事務所名簿等への登録に関する措置として、①品質管理の状況のレビューによる限定事項等の概要の開示、又は②上場会社監査事務所名簿への登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示又は準登録事務所名簿への登録の取消し、が決定される。

なお、特別レビューの結果に対しては、注意又は嚴重注意の措置が決定されることがあるが、監査事務所が実施する監査業務の辞退勧告の措置はなされない。

### 【品質管理レビュー制度（通常レビュー）における措置制度】

品質管理レビューの結論等		レビュー1回目	レビュー2回目 フォローアップ・レビュー ／レビュー (改善不十分)	レビュー3回目 フォローアップ・レビュー ／レビュー (改善不十分)
レビュー拒否・非協力	措置	辞退勧告	辞退勧告	辞退勧告
	上場部会名簿	抹消		
否定的結論を表明する 原因となった事項	措置	辞退勧告	辞退勧告	辞退勧告
	上場部会名簿	抹消		
限定事項付き結論（極めて重 要な準拠違反の懸念あり） を表明する原因となった事項	措置	嚴重注意	辞退勧告	辞退勧告
	上場部会名簿	開示	抹消	
限定事項付き結論を 表明する原因となった事項	措置	注意	嚴重注意	辞退勧告
	上場部会名簿	—	開示	抹消
限定事項のない 結論における改善勧告事項	措置	なし	注意	嚴重注意
	上場部会名簿	—	—	開示

(注) 品質管理レビューの結論等の各項目のうち、上段は、品質管理の状況のレビューを実施した結果に基づいて決定される措置を示し、下段は、上場会社監査事務所名簿等への登録に関して決定される措置を示す。

### 【品質管理レビュー制度（特別レビュー）における措置制度】

品質管理レビューの結論等		レビュー1回目	レビュー2回目 (改善不十分)	レビュー3回目 (改善不十分)
レビュー拒否・非協力	措置	辞退勧告	辞退勧告	辞退勧告
改善勧告事項	措置	なし	注意	嚴重注意



## 2. 品質管理レビュー制度の変遷

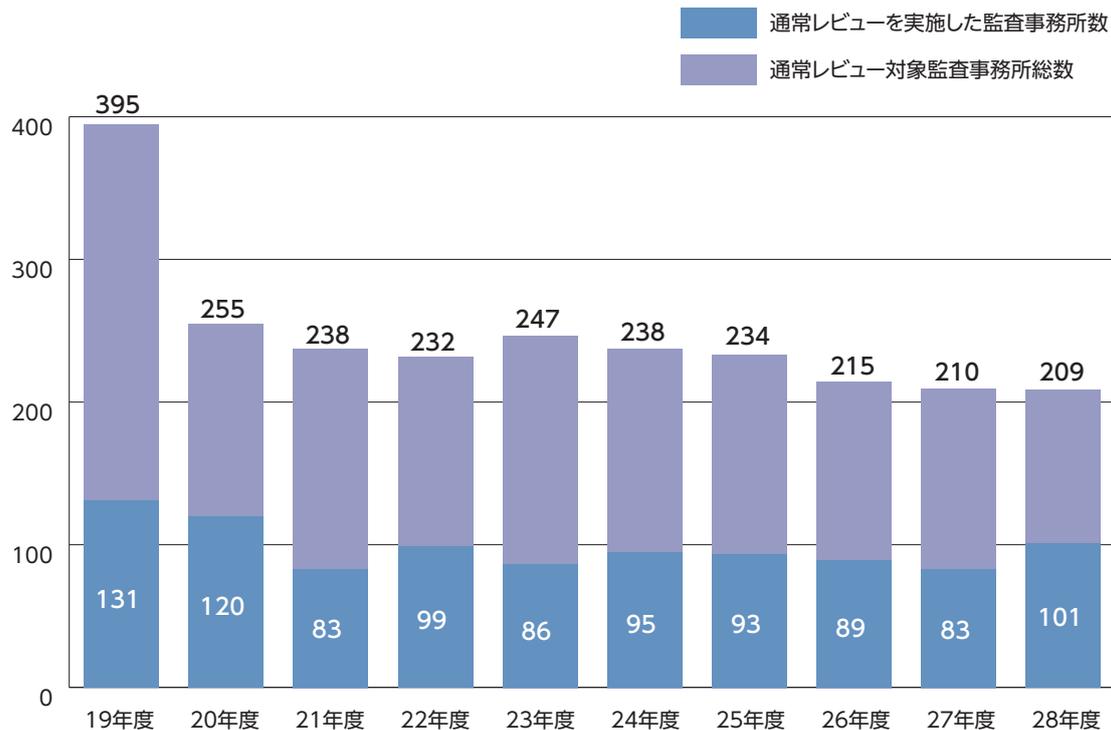
品質管理レビュー制度及び関連する法令・制度等の主な変遷は、以下のとおりである。

年度	品質管理レビュー制度	関連する法令・制度等
平成 11 年度	自主規制としての品質管理レビュー開始 (大規模監査法人のみフル・レビュー)	品質管理レビュー基準、品質管理レビュー手続の公表
平成 13 年度	上場会社を監査している監査事務所にフル・レビューを開始	
平成 15 年度		公認会計士法の改正
平成 16 年度	公認会計士法の下で制度として位置づけられる	公認会計士・監査審査会の設置
平成 17 年度		監査に関する品質管理基準の制定
平成 18 年度		監査事務所における品質管理及び監査業務における品質管理の適用
平成 19 年度	上場会社を監査している監査事務所にフォローアップ・レビューを開始	公認会計士法等の改正 上場会社監査事務所登録制度導入
平成 20 年度		上場会社に四半期報告制度及び内部統制報告制度導入
平成 21 年度	内部統制監査をレビュー対象とする	
平成 22 年度		東京証券取引所等の有価証券上場規程等改正 倫理規則及び独立性に関する指針の改正
平成 23 年度	信用金庫等監査事務所のレビュー開始	クラリティ版報告書の制定
平成 24 年度		クラリティ版報告書全面適用 監査における不正リスク対応基準の制定
平成 25 年度	セーフガードとしての品質管理レビュー開始	「品質管理レビュー制度のあり方見直しについての提言」の公表
平成 27 年度	品質管理レビューの性格を「指導及び監督」に変更 (品質管理レビュー制度内に品質管理の状況のレビューを実施した結果に基づく措置制度を新設) レビュー対象監査事務所及び監査業務の拡大 機動レビュー及び特別レビューの新設	監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」の改正 会長通牒「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」等の公表 金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」の提言 「会計監査の信頼性確保のために」の公表
平成 28 年度	品質管理レビューの強化策を安定的に実施するためレビューアーを30名から40名へ増員	「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)の公表

### 3. 通常レビューの実施状況の推移

過去10年間の通常レビューを実施した監査事務所数は、図1のように推移しており、その背景には以下に記載したような環境の変化があった。

図1【通常レビューを実施した監査事務所数の推移】



平成19年の公認会計士法等の改正により、公認会計士法上の大会社等の範囲が縮小し、レビュー対象監査事務所の総数が平成20年度に395事務所から255事務所へと大幅に減少したが、平成19年7月の大手監査法人の解散による一時会計監査人の増加に伴い、新規のレビュー対象監査事務所が増加したため、平成20年度にレビューを実施した監査事務所数は微減にとどまった。しかし、平成21年度には一転して当該影響がなくなるとともに、平成20年のリーマンショックによる上場会社の減少の影響があり、通常レビューを実施した監査事務所数も83事務所に減少した。

平成23年度には、一定規模以上の信用金庫等の監査を行っている監査事務所がレビュー対象に追加されたことにより、新たにレビュー対象となる約30事務所を、3年間でレビューすることとした。このうち半数の監査事務所を2年目にレビューしたため、平成24年度にレビューを実施した監査事務所数が増加した。

平成26年度には、監査事務所の合併や、上場会社との監査契約がなくなった等の理由により、レビュー対象監査事務所の総数が234事務所から215事務所へと減少した。

平成28年度には、前年度において限定事項付き結論が表明された監査事務所など機動レビューを実施した監査事務所が大幅に増加したことにより、レビューを実施した監査事務所数が増加した。

## 4. 通常レビューの実施結果の推移

過去10年間の通常レビューの実施結果は、図2及び図3のように推移している。平成19年度から平成21年度までは、平成18年度に当協会の東京会から監査ツールとして「リスク・アプローチによる監査の手引」が公表され、以降、各種委員会報告の改正に合わせて更新されてきたことから、リスク・アプローチに基づく監査手続の実務への適用が進んだものの、通常レビューを実施した監査事務所数に対する「限定事項付き結論」の割合は、約30%前後で推移した。

平成22年度から平成26年度までは、リスク・アプローチに基づく監査が監査実務に浸透し、「限定事項付き結論」が通常レビューを実施した監査事務所数の10%前後まで減少しており、監査の品質管理を重視する風土が定着した監査事務所とそうでない監査事務所の二極化の傾向が鮮明になった。

平成27年度において、改正後の品質管理レビュー制度の適用により、通常レビューの対象監査業務を拡大したことやリスクが高いと判断した監査業務のレビュー日数を増加させたことのほか、昨今の度重なる会計不祥事を受けて、通常レビューの実施や結論の表明に当たり、より厳しい態度で臨んだ結果、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所が増加している。一方、平成28年度においては、「限定事項付き結論」が表明された監査事務所数の割合は、前年度と比較して減少している。

なお、品質管理レビューを開始したものの、品質管理レビュー報告書を開始年度内に承認するに至らなかった監査事務所が存在するため、品質管理レビューの結論ごとの監査事務所数の総数と品質管理レビューを実施した監査事務所数が一致しない場合がある。

図2【品質管理レビューの結論ごとの監査事務所数】

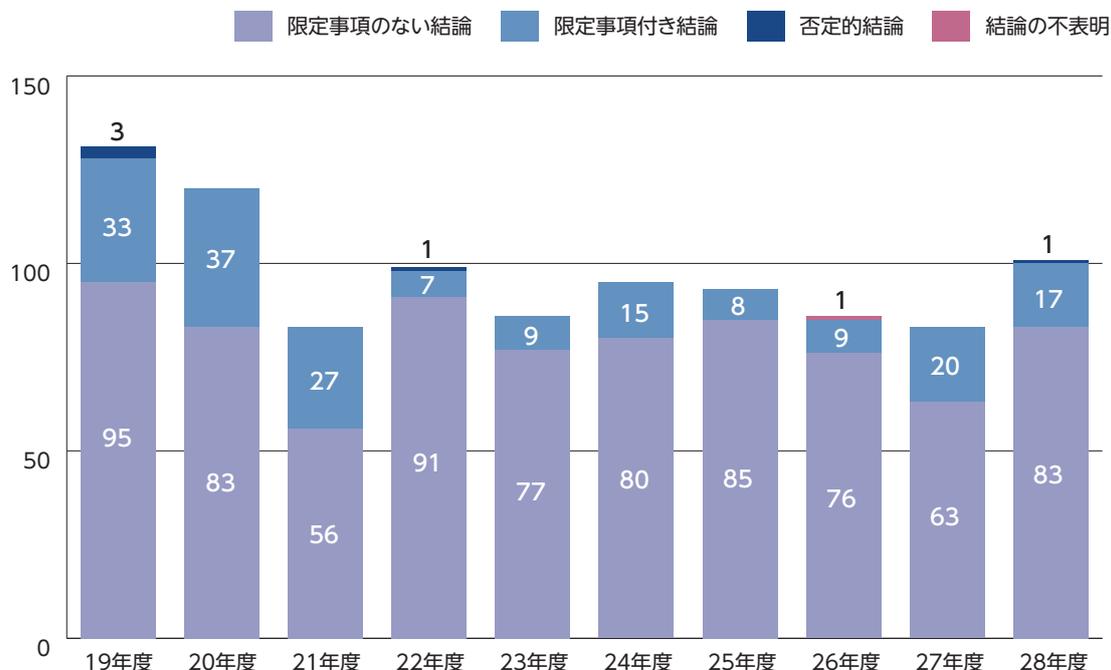
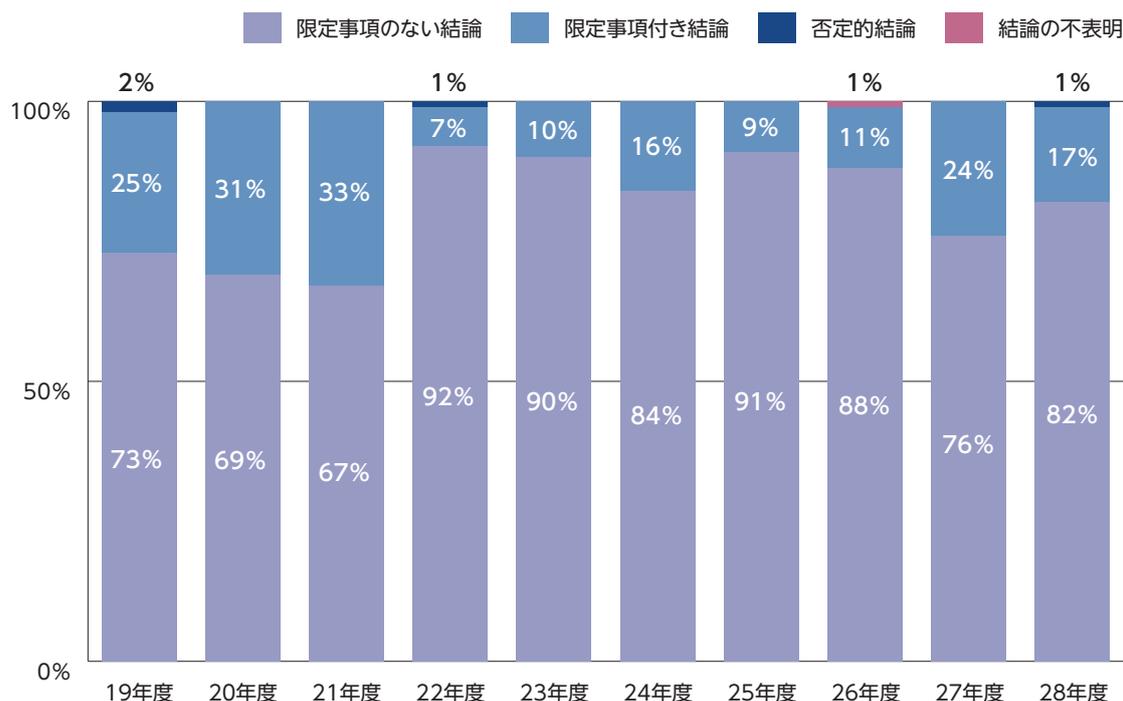


図3【品質管理レビューの結論ごとの監査事務所割合】



## 5. 措置の決定

当年度の品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置の決定を受けた監査事務所数は、次表のとおりである。

品質管理レビューの結論等		レビュー1回目	レビュー2回目 フォローアップ・レビュー/レビュー (改善不十分)
否定的結論を表明する 原因となった事項	措置	辞退勧告	辞退勧告
	監査事務所数	1 (-)	- (-)
限定事項付き結論 (極めて重要な準拠違反の懸念あり) を表明する原因となった事項	措置	嚴重注意	辞退勧告
	監査事務所数	5 (2)	1 (-)
限定事項付き結論を 表明する原因となった事項	措置	注意	嚴重注意
	監査事務所数	14 (16)	3 (-)
限定事項のない結論に おける改善勧告事項	措置		注意
	監査事務所数		20 (5)

(注1) 前年度の品質管理の状況のレビューの実施結果に基づく措置の決定を受けた監査事務所数は、( ) 内で表示している。

(注2) 当年度に措置の決定を受けた監査事務所数には、平成27年度に通常レビューを開始したものの、品質管理レビュー報告書の承認が平成28年度に繰り越された監査事務所数が、いずれもレビュー1回目の「嚴重注意」に1事務所、「辞退勧告」に1事務所含まれている。

(注3) レビュー1回目による措置と改善措置が不十分と認められることを要因として決定されたレビュー2回目による措置を区分して表示しており、「注意」の措置を受けた監査事務所の中には、両者に該当している監査事務所が4事務所(前年度1事務所)含まれている。

(注4) 「限定事項付き結論(極めて重要な準拠違反の懸念ありの場合を含む。)」が表明された監査事務所の中には、「嚴重注意」、「注意」の両方の措置を受けている監査事務所が6事務所含まれるため、当年度に「限定事項付き結論(極めて重要な準拠違反の懸念ありの場合を含む。)」が表明された監査事務所数(17事務所)と一致しない。